

道路法令関係Q&A

市町村合併と道路法

道路局路政課

A…路政課係長

B…新人係員

B…あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

A…おめでとう。お正月はどうしてたの？

B…実家でゆっくり過ごしてました。

A…B君は関西の出身だったよね。

B…はい。久しぶりに昔の友達と関西弁でワイワイやってきました。みんな、それぞれの職場で新社会人として頑張っているようでした。

そういえば、市町村の職員の友人Cが、勤務している市町村が無くなるかもしれないって言ってたなあ。

A…無くなるって？ ああ、合併のことだね。

B…合併ですか？

A…そう。合併だよ。今、全国に市町村の数ほどくらいあるか知っているかい。

B…えっ、どのくらいですか。

A…約三、三〇〇くらいあるんだ。明治二三年に

市政町村制というのが施行されて、それまで七、〇〇〇くらいあったのが、一六、〇〇〇弱くらいになったんだ。いわゆる明治の大合併といわれるものだね。

それから、戦後、昭和二八年頃から、町村合併促進法などが施行されて、それまで一〇、〇〇〇弱くらいだった市町村が昭和三六年には三、五〇〇くらいになったんだ。これが、昭和の大合併といわれるものなんだよ。

B…へえ、でもどうして今、市町村合併が注目されているんですか。

A…そうだね。まず、これからの少子・高齢社会に対して、これまでの市町村単位では、必要なサービスの継続的な提供が困難になるおそれがあるということだね。それから、残念だけど、バブル景気がはじけてから、地方の税収入も減ってきているんだね。効率的な行政運営が自治体にも求められているんだよ。

B…その二つですか？

A…いや、昨年の年末に少し話をしたけれど、これからは地方分権の時代だよな。市町村の担う役割も大きくなって、人や財源などももっと充実する必要があるよな。

それに、これは、道路も関係するんだけど、交通や情報通信が発達したことによって、僕達の行動範囲もどんどん広がっているよな。生活の範囲が市町村の区域を飛び出してきている。こんなことにも対応していく必要があるんじゃないだろうか。

B…へえ。でもC君の話だと、合併に対して疑問を持つ人もたくさんいるって言ってました。

A…もちろんそうだよ。市町村の規模が大きくなることによって、住んでいる人一人一人の声が届きにくくなるんじゃないかと、大きくなった市町村の中心部だけが良くなって、周辺部が寂れてしまうんじゃないとか、合併する前の市町村の文化などの個性が失われてしまうんじゃないとか、たくさん不安や疑問があることも確かだよな。

いろんな意見をみんな持っている問題だから、僕達がみんな自分のまちの将来について考えていく必要があるんだね。

B…本当ですね。

A…ところで、この合併によって、道路もいろいろと影響を受けるんだよ。

B…どんなことですか？

A…都道府県道ってどんなものか、分かるかい？

B…都道府県が新設して管理する道路ですよ。ね。

具体的には、重要な施設と施設を結ぶものとか

……

A…そうだね。詳しくは道路法の第七条に書いてある。その中で二市町村以上を結ぶものってあるよね。

正確には「二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路であること」とある。

B…あ、そうか。合併によって結んでいる市町村が一つになったら、都道府県道の要件を満たさなくなってしまうよな。

A…そうだね。じゃあ、そうなってしまったら、その道はどうなってしまおうと思う？

B…合併した段階で、都道府県道の認定は無効になっちゃうのかなあ？

A…いや、それだと、その都道府県道の管理は誰がするんだい。少なくとも、都道府県道として認定した時点では二つ以上の市町村を經由しているという要件は満たして、適法な認定だったわけだから、直ちに認定が違法無効ということにはならないと思うよ。

B…なるほど。じゃあ、そのままにしておけばいいわけですね。

いわけですね。

A…いや、そういうわけではないんだ。

B…と言うとどういうことですか？

A…まあ、新年だから、気持ちも切り替えて、根本的なことから考えてみようか

B…はい。

A…道路法ってなぜあるのか。考えてみたことあるかい。

B…道路法の目的ですね。

A…そう。道路法の第一条だね。

B…確か、道路法の目的は、道路網の整備を図ることですよ。

A…うん。道路はネットワークとなってその効用を充分果たすことになるんだよね。政治や経済や文化などの面から考えて最も機能的かつ効率的な道路網をどういうふうにして作り上げていくかということと、現実一般交通の用に供されておられ、また供されることとなった道路網を建設し、かつ最適に管理するにはどうしたらよいかということとということが僕たちが道路法を施行していく時に、いつも考える必要があるんだよ。

B…都道府県道も市町村道も、もちろん国道も含めてということですね。

A…そのとおりだね。国道には国道の役割とその役割に応じた管理方法が、都道府県道にはその

役割と管理方法が、市町村道にはその役割と管理方法が、それぞれあって、それぞれがその役割を果たすことによって、道路が本当に役割を果たすことになるんだね。

B…市町村が合併したら、どうなるんですか。

A…市町村が合併したことによって、人の流れとか、物の流れが変化していくことであろうし、他にも学校や図書館などの教育施設や保健所や病院など医療施設の配置なども、大きく変わって、可能性があるので、いろいろと地域の実状を考えて、道路のネットワークを再検討し直す必要があるわけだ。

B…なるほど、合併によって市町村の姿が変化していけば、一つ一つの道路の重要性や役割も変化していくわけですね。

A…そうだね。だから市町村が合併したら、都道府県道のネットワークも再検討し直す必要があると思うよ。

B…そうか、新しい地域の姿にふさわしい、道路を考えていく必要があると言うことですね。

A…まあ、そういうことだね。どういう地域づくりをしたいのかということと、皆で考えていく中で、地域づくりの大きな要素として、道路も考えていく必要があるんだね。

B…なるほど。ただ、単に合併によって地域名がなくなったりしたら、路線の名前も変更する必

〈参考〉 道路法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(都道府県道の意義及びその路線の認定)

第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

(一～三 略)

四 二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

(五以下 略)

要がありますよね。その時ってどういう対応をすればいいんですか。
A…ああ、単に地名の変更に伴う路線名の変更だよね。その時は路線が変更した訳ではなく、単に告示の内容を変更、訂正をすればいいんだよ。

議会の議決も必要がないので、すぐに措置ができるね。
B…分かりました。本年もよろしくお願いします。
A…こちらこそ。一緒に頑張ろう。

市町村の数ってどう変わってきたの？

明治21年末 7,131,4

明治の大合併

・市町村制施行(明治22.4.1)
明治22年末 1,585,9

昭和の大合併

- ・町村合併促進法施行(昭和28.10.1)
昭和28年10月 9,868
- ・新市町村建設促進法施行(昭和31.6.30)
- ・町村合併促進法失効(昭和31.9.30)
昭和31年9月 3,975
- ・新市町村建設促進法一部失効(昭和36.6.29)
昭和36年6月 3,472
- ・市町村の合併の特例に関する法律施行(昭和40.3.29)
昭和40年4月 3,392
- ・市町村の合併の特例に関する法律改正施行(平成11.7.16)
平成12年4月 3,229